

ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法

制 定 昭和37年4月12日農 林 省告示第 517号
最終改正 令和7年2月28日農林水産省告示第294号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のベーコン類、ハム類、プレスハム又はソーセージ（以下「ベーコン類等」という。）の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の中欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる抽出個数のベーコン類等を試料として抽出する。

事 項 記 号	検査荷口の大きさ	抽 出 個 数	
		ベーコン類又はハム類	プレスハム又はソーセージ
	(個)	(個)	(個)
A	2- 800	1	1
B	801-1,300	1	1
C	1,301-3,200	1	2
D	3,201-8,000	2	3
E	8,001 以上	3	5

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のベーコン類等が連続して7回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

5 第2種検査方法

(1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったベーコン類等で同一の品種群（ベーコン類及びハム類又はプレスハム及びソーセージの別をいう。）に属し、15日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のベーコン類等を試料として抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付する。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

制定等の履歴

制 定	昭和37年4月12日農 林 省告示第 517号
改 正	昭和45年12月14日農 林 省告示第1820号
改 正	昭和48年6月6日農 林 省告示第1180号
改 正	昭和53年7月5日農 林 省告示第 793号
改 正	平成5年7月23日農林水産省告示第 849号
改 正	平成12年6月9日農林水産省告示第 822号
改 正	平成14年11月8日農林水産省告示第1716号
改 正	平成18年2月28日農林水産省告示第 210号
改 正	平成26年8月14日農林水産省告示第1103号
改 正	平成30年3月29日農林水産省告示第 688号
最終改正	令和7年2月28日農林水産省告示第 294号

最終改正の改正文（令和7年2月28日農林水産省告示第294号）抄
令和7年4月1日から施行する。

附則 令和7年9月30日までに行われるベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージの検査
については、なお従前の例によることができる。